

伊丹市排水設備指定工事店の指定について

伊丹市下水道条例第6条（昭和43年10月19日条例第29号）の規定により排水設備指定工事店を指定したので、伊丹市排水設備指定工事店規程（平成26年3月31日水管規程第4号）第19条の規定により公示する。

令和8年4月10日

伊丹市上下水道事業管理者

大西 俊己

記

1. 名 称 ナカノシマエンジニアリング株式会社
2. 所 在 地 尼崎市上坂部2丁目6番10号
3. 代 表 者 氏 名 山田 雄太
4. 指 定 年 月 日 令和 8年 4月 6日